平成２６年（フ）第１４２号
札幌市白石区北郷２条13丁目１番21号
債務者　船越　清美
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４９号
北海道江別市大麻沢町６番地の３　大麻団地Ｃ３―304
債務者　鎌田　広美
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５０号
札幌市中央区南８条西３丁目７番地１　ひびきサービス付高齢者向け住宅札幌410号
債務者　高桑　京子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５７号
札幌市西区琴似３条３丁目１番50号　アソシアⅠ―８号
債務者　加納　　勉
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６１号
札幌市東区伏古３条４丁目２番８―409号
債務者　笹木眞智子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７２号
札幌市豊平区美園９条４丁目１番20―202号
債務者　石井　麻美
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７７号
札幌市豊平区中の島２条５丁目２番２号　コーポ百合２Ｆ―６号
債務者　千田みゆき
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９７号
札幌市西区八軒１条東１丁目３番１号　サイレンス琴似303号
債務者　岩田　優太
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０６号
札幌市豊平区平岸２条13丁目３番14―601号
債務者　出川　良子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０８号
札幌市西区二十四軒１条５丁目５番20―501号
債務者　坂野　郁恵（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１０号
札幌市南区南32条西10丁目２番22号　コーポ愛生Ａ―202
債務者　加藤登美子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３０号
札幌市南区澄川４条３丁目２番７号　ＺＩＯＮ澄川201号
債務者　佐藤　綾子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３９号
札幌市手稲区曙２条１丁目１番５―205号
債務者　佐々木末三
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７号
埼玉県熊谷市久下１丁目158番地　タウンハウス久下203号
債務者　田原　光胤
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４６号
埼玉県行田市城西５丁目４番18号
債務者　佐藤　孝幸
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１６号
千葉県旭市井戸野4269番地２　コーポ万吾台６号
債務者　岡安　由江
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３３号
相模原市緑区下九沢1857番地　サニープレイスエイト104
債務者　田中　俊司（旧氏名牧野修）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部